

ろうどう Ⅷ-2 労働

ろうどうじょうけん 1. 労働条件

日本では最低守らなければいけない労働条件が労働基準法という法律で決まっています。日本国内で働く限り、国籍、信条、社会的身分を理由として、労働条件に差をつけることはできません。あなたが就職するときには、雇用主は労働条件をはっきりと伝える義務があります。法律により次の事項については、雇用主は労働者に対して書類にはっきり書いて渡さなければいけません。

- ① 契約の期間
- ② 仕事をする場所、仕事の内容
- ③ 仕事のはじめと終わりの時刻、休憩時間、休日、休暇、残業
- ④ 賃金（給料）の決定、計算および支払いの方法
- ⑤ 賃金（給料）の締切、及び支払いの時期
- ⑥ 退職に関することと解雇（会社に辞めさせられること）理由等

このほか、賞与（ボーナス）、退職金などを支払うことになっている場合はそれも書いておくことになっています。

また、パートタイム労働者については、「昇給があるかないか」、「退職手当があるかないか」、「賞与（ボーナス）があるかないか」も書いておくことになっています。

ろうどう かん きじゆん 2. 労働に関する基準

労働関係の基準には次のようなものがあります。

ろうどうきじゆんほう ① 労働基準法

かいこ せいげん (ア) 解雇の制限

使用者は、労働者が仕事でけがや病気になった場合、療養のため仕事を休んでいる期間中およびその後の30日間は、辞めさせてはいけません。例外は、法律に定める補償などを使用者が行う場合です。

かいこ よこく (イ) 解雇の予告

使用者は、労働者を辞めさせようとする場合は、少なくとも30日前に言わなければなりません。

きゅうきよつてあて (ウ) 休業手当

使用者の都合で労働者に仕事を休ませる場合は、その期間中、その人の平均賃金の100分の60以上の手当ての支払いが受けられます。

ろうどうじかん (エ) 労働時間

労働時間は、原則として、休憩時間を除いて、1日8時間、1週について40時間を超えてはいけません。これを超える時間外の労働をした場合には、割増賃金が支払われます。

さいていちんぎんほう ② 最低賃金法

産業若しくは、業務の種類又は、地域にに応じた賃金の最低額について定めています。

ろうどうきじゆんかんたくしよ 3. 労働基準監督署

労働基準法が守られるように指導・監督するのが労働基準監督署です。労働条件や労働災害に関わる問題が起きたときには、あなたの職場を管轄する労働基準監督署に相談して下さい。

（付録Ⅸ-4）

4. 労働災害

あなたが 仕事 中 または 仕事 が 原因 で 病気 や ケガ を して 労働基準監督署 に 認められた 場合、あなた の 会社・工場 が 入っている 保険(労働者災害補償保険) から、あなたが 治療 で 払った お金 や 休業補償、障害年金 などが 支払われます。詳しく は あなたの 職場 を 管轄する 労働基準監督署 に 問い合わせ てください。

5. 相談窓口

労働条件等 の トラブル に 関する 相談 を 英語、中国語、ポルトガル語 で 行っています。大阪労働局 外国人労働者相談コーナー (付録Ⅹ-2)

また、外国人労働者向け 相談ダイヤル も 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 で 利用できます。(付録Ⅹ-2)

6. 雇用保険

労働者が 失業 した 時 に 生活の 安定 や 就職 活動のため、失業給付 を もらう ことができます。窓口 は あなたの 居住地 を 管轄する ハローワーク です。雇用保険 は 労働者を 雇用する 事業は、原則として 強制的に 適用されます。